

第5章 税制改正の概要	72
1. 2009 年度税制改正について	72
2. 2010 年度税制改正要望について（8月）にあたっての経済産業省の対応	72
3. 2010 年度税制改正要望について（10月）にあたっての経済産業省の対応	73
3. 1. 新たな税制改正の仕組み	73
3. 2. 新たな税制改正プロセスへの経済産業省の対応	73
4. 2010 年度税制改正について	74

第5章 税制改正の概要

1. 2009年度税制改正について

経済産業省関連の2009年度税制改正は、「地域・中小企業の安定・活性化」、「自律的な内需主導型成長に向けた経済の底力の発揮」、「資源価格変動に耐えうる低炭素社会への構造転換」という3つの視点のもと行われた。その概要は以下のとおりである。

(1) 地域・中小企業の安定・活性化

資金繰りに苦しむ中小企業等に対し備えを万全とするため、軽減税率の時的引下げや欠損金の繰戻し還付の復活、事業承継税制の完成、企業立地促進税制の拡充・延長、長期保有土地等の事業用資産の買換えに対する課税の特例の拡充・延長などを行った。

(2) 自律的な内需主導型成長に向けた経済の底力の発揮

金融危機等の影響を受けた厳しい経済情勢に対応すると共に、内需主導型の経済成長を実現するため、住宅ローン減税の拡充・延長等、海外子会社利益の国内還流のための国際租税改革、オープンイノベーションのための研究開発関連税制の延長などを行った。

(3) 資源価格変動に耐えうる低炭素社会への構造転換

資源価格の変動による我が国経済への影響を軽減させるため、企業や社会全体の資源生産性を高める投資促進税制を創設等すると共に、自動車重量税・自動車取得税の時的減免、自動車関係諸税のグリーン化などを行った。

2. 2010年度税制改正要望について（8月）にあたっての経済産業省の対応

経済産業省は、自民党政権下のもと、8月末に従来通り政府税制調査会に、以下のような経済産業省意見を提出した。

【国 税】

I. 中小企業をはじめとするイノベーション促進と成長力の強化

1. 中小企業に配慮した研究開発投資の促進

(1) 研究開発促進税制・中小企業技術基盤強化税制について、現在、試験研究費を増加させる企業又は試験研究費

比率が高い企業について認められている税額控除の上乗せ措置を、所要の見直しを行った上で適用期限を延長する。

2. 中小企業を中心とする設備投資の促進

(1) 中小企業投資促進税制について、適用期限を延長する。
(2) 情報基盤強化税制について、対象設備等を見直した上で適用期限を延長する。

3. グループ法人税制の整備

(1) 連結納税制度の見直しを含むグループ経営の実態を反映した税制を整備する。

4. 企業活動のグローバル展開を支える税制の整備

(1) 海外投資家による社債への投資促進を図るため以下の措置を講ずる。
①非居住者等が受け取る国内発行の社債利子等の非課税措置を講ずる。
②非居住者等が受け取る国外発行の社債（民間国外債）の利子等の非課税措置について適用期限の見直しを行う。
(2) 国際課税制度（外国子会社合算税制・移転価格税制）について見直しを行う。

5. その他

II. 地域経済や雇用を支える中小企業の活力維持

1. 中小企業倒産防止共済制度の拡充

(1) 中小企業倒産防止共済制度について、共済貸付金の限度額を引上げ、これに伴い損金算入が認められる掛金の限度額を引き上げる。

2. 株式信託を活用した事業承継税制

(1) 事業承継税制の納税猶予の適用対象に、株式等と実質的に同一視できる信託受益権を追加する。

3. 少額減価償却資産の特例の延長

(1) 中小企業が少額減価償却資産を取得した場合に即時償却を認める特例措置の適用期限を延長する。

4. 交際費の損金算入特例の延長

- (1) 中小企業の交際費について損金算入を可能とする特例措置の適用期限を延長する。

III. 資源高時代における低炭素社会への円滑な転換

- (1) 鉱業所得の課税の特例制度(減耗控除制度)について、見直した上で適用期限を延長する。
- (2) 海外投資等損失準備金制度について、適用期限を延長する。
- (3) 自動車重量税の時的減免措置の対象車(一定の燃費基準等を達成する自動車)に、車両総重量2.5t超3.5t以下のガソリン・ディーゼル貨物自動車を追加する。
- (4) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」が改正され、施策対象が非化石エネルギーに変更されたことに伴い、所要の見直しを行う。

3. 2010年度税制改正要望について(10月)にあたっての経済産業省の対応

8月末の衆議院総選挙の結果、政権交代を果たした成立した民主党政権の下、政府全体の税制改正プロセスの変更に伴い、経済産業省の2010年度税制改正要望は見直しが図られた。

以下では、新たな税制改正のプロセスについて触れたうえで、経済産業省の対応について言及する。

3. 1. 新たな税制改正の仕組み

(1) 新しい税制調査会と2010年度税制改正要望の経緯

税制改正の仕組みは抜本的に見直され、「公平・透明・納得」という原則のもと、納税者の視点に立った政治主導の政策決定と政策決定の過程の透明化が図られた。具体的には、従来の与党と政府の税制調査会の機能を一元化し、政治家のみから構成される政府税制調査会を新たに設置した。税制に関する政策決定はここで一元的に行い、国会では政策決定を行った政治家が責任をもって答弁を行うとされた。また、政策決定過程の透明化の観点から、税制調査会での審議はインターネット公開され、資料や議事録

も公開されることとされた。こうした方針のもと、9月29日に「税制調査会の設置について」が閣議決定され、財務大臣を税制調査会長とする新たな体制が立ち上げられた。新たな税制調査会は10月8日の第1回税制調査会での内閣総理大臣からの諮問を受け、8月末時点で提出された税制改正要望について、各府省に10月末日を期限に見直しを求めるなど、新しい税制改正のプロセスをスタートさせた。

その後、税制調査会での計25回にわたる審議のほか、租税特別措置をゼロベースから見直し整理合理化を進める「租税特別措置及び非課税等特別措置の見直しのための論点整理に関するPT」での計10回の検討などを受け、12月22日に「平成22年度税制改正大綱～納税者主権の確立に向けて～」の取りまとめが行われ、総理への答申とともに、同日、同大綱が閣議決定された。

(2) 租税特別措置の抜本的な見直し及び租特透明化法の制定

上述した納税者の視点にたった公平な税制を実現するため、租税特別措置のゼロベースの見直しが図られた。具体的には、税制調査会に「租税特別措置及び非課税等特別措置の見直しのための論点整理に関するPT」が設置され、租税特別措置を見直す「ふるい」として、「租税特別措置の見直しに関する基本方針等」等が定められた。

2010年度税制改正では、2009年度末までに適用期限の到来する措置を中心に、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う「政策税制措置」の見直しが行われ、82目(国税)うち、41項目が廃止または縮減された。

また、現行の租税特別措置の実績や効果を十分に把握・検証する仕組みとして、「租特透明化法」が3月24日に成立し、3月31日に公布、4月1日に施行された。同法では、租税特別措置の適用実態調査を行い、その結果を国会へ報告することが定められている。

3. 2. 新たな税制改正プロセスへの経済産業省の対応

上述したような政府全体の新たな税制改正プロセスのもと、各府省において8月末の税制改正要望の見直しが行われた。経済産業省は各省に先駆けて、税制改正要望の公募・ヒアリングを行い、新たな要望をとりまとめ、10月末に政府税制調査会へ提出した。概要は以下の通りである。

経済産業省は、2009年10月1日から14日まで税制改正要望の公募を行い、315の団体及び個人の方々から、計1854件の要望を得た。その後、10月16日から21日にかけて4日間、計5回（のべ約10時間）にわたるヒアリング・経済産業省政策会議を完全公開形式で経済産業省講堂にて行い、政府税制調査会のメンバーでもある増子副大臣を始め、松下副大臣、高橋・近藤両大臣政務官が直接意見を聞き、質疑を行った。これらを踏まえ、政務三役での議論を深め経済産業省税制改正要望をとりまとめ、10月30日、政府税制調査会に提出した。

新たな税制改正要望とりまとめの主な考え方としては以下の5点が挙げられる。

- (1) 租税特別措置及び地方税の非課税等特別措置（以下「租税特別措置等」）については、政府税調で示された租税特別措置等見直しの視点（①今日的な「合理性」、②政策手段としての「有効性」、③政策手段としての「相当性」があるかどうか）に立って、積極的に絞込みを行った。具体的には、今年度末に期限を迎える租税特別措置等のうち、長期間継続している措置や、減収額・利用件数の少ない措置について、廃止又は縮減することとし、特定の公益法人向け措置についても廃止することとした。特定の規制導入に先立って、その規制に適合する物品の普及を促進するための税制措置については、当該の規制が開始される時点までの経過措置を残し、廃止することとした。
- (2) また、情報基盤強化税制（今年度末期限）及びエネルギー需給構造改革推進投資促進税制（2011年度末期限）について、“グリーン化”の観点から対象設備を縮減した。
- (3) これらの結果、国税・地方税合わせて約330億円の増収となり、これは、8月末に経済産業省が提出した減税要望(注)に必要な財源を約140億円上回った。措置の件数で見ると、今年度末に期限を迎える経済産業省関係の租税特別措置等は、国税で17、地方税で15であるのに対し、国税で1措置を廃止、5措置を縮減（うち1措置は今年度末が期限でないもの）、地方税で7措置を廃止、3措置を縮減した。

(注)既提出の減税要望は、中小企業支援、地球温暖化対策、資源エネルギーの安定供給確保、課税の公平等のための措置で、減収額は、国税・地方税合わせて約190億円であった。

- (4) 新たな減税要望としては、民主党マニフェストに係る項目のうち、「中小企業向け法人税率の引き下げ」及び「いわゆる『一人オーナー会社』（特殊支配同族会社）の役員給与に対する損金不算入措置の廃止」について、政府全体として代替財源が確保されることを前提に、早期に実現するよう要望した。
- (5) この他、意見公募・ヒアリングを踏まえ、「暫定税率廃止に伴う手持ち品減税」や、特に重要な課題として「印紙税のあり方」「留保金課税のあり方」「事業所税のあり方（合併特例法に基づく不均一課税措置の延長等）」の検討を新たに要望することとした。

4. 2010年度税制改正について

2010年度税制改正については、2009年12月22日に「平成22年度税制改正大綱」が閣議決定され、2010年3月24日には関連法案（「所得税法等の一部を改正する法律」及び「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」）が可決・成立した。

経済産業省関連の主要項目は以下の通りである。

【地域経済や雇用を支える中小企業の支援】

1. 中小企業投資促進税制の延長
2. 中小企業等基盤強化税制の拡充と情報基盤強化税制の廃止
3. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長
4. 小規模企業共済制度の加入対象者の拡大
5. 中小企業倒産防止共済制度の拡充
6. 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置（オーナー課税）の廃止
7. 交際費等の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）の延長

【日本の強みを最大限に活かしたイノベーション促進・成長力の強化】

1. 研究開発促進税制の上乗せ措置の延長
2. 中小企業投資促進税制の延長（再掲）
3. 中小企業等基盤強化税制の拡充と情報基盤強化税制の廃止（再掲）
4. グループ法人税制の整備
5. 外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）の見直し
6. 移転価格税制の見直し
7. 振替社債の利子等の非居住者及び外国法人に対する非課税措置の導入
8. 民間国外債の利子等の非居住者及び外国法人に対する非課税措置の恒久化
9. 中小企業の事業再生に伴う登録免許税の軽減措置の延長
10. 外形標準課税の資本割に対する課税標準特例の恒久化
11. 年金税制（確定拠出年金制度におけるマッチング拠出の容認）の導入

【資源・エネルギーの安定供給確保と地球温暖化対策の推進】

1. 自動車税のグリーン税制の拡充及び延長
2. 自動車関係税制特例措置の対象自動車の区分の追加
3. 低燃費車に係る課税標準の特例措置の延長
4. 車体課税に対する暫定税率の見直し
5. 鉱業所得の課税の特例制度（探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除（減耗控除制度））の延長
6. 海外投資等損失準備金制度の延長
7. 石油化学製品製造用ナフサ等の石油石炭税免税措置及び同還付措置の延長
8. 石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等の延長
9. 原油価格の異常高騰時のガソリン税の暫定税率の課税の停止措置及び手持品在庫に係る課税の見直し

以上